

第3章 竹原市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

3-1 竹原市の歴史的風致を取り巻く課題

(1) 歴史的な町並みや建造物の保存に関する課題

竹原市では歴史的な建造物や町並み、瀬戸内海と点在する島々、山並み、田園風景などが一体となって良好な景観を形成している。特に市の中心部である竹原地区は、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区とその周辺部からなる歴史的な町並み、そしてその町並みを取り囲む寺山と鎮海山の山並みが一体となり、良好な歴史的景観を形成している。

現在、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区では計画的に町家の保存修理事業や修景事業を行い、良好な歴史的景観を保全しているが、竹原市では、第1章「1-2 社会的環境」とおり少子高齢化・人口減少が進んでいる。このような影響を受け、空き家や空き地が増えている。

空き家の状況については、平成20年(2008)に広島国際大学が実施した調査【図表1】によると、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区及びその周辺部において351軒中で35軒の空き家が確認されており、今後も空き家が増加していくことが予想される。

空き地・空き家の増加の主な要因に歴史的建造物のほとんどが個人の所有で、その多くが高齢者世帯であり、修理等の維持管理費用を負担することが困難になっていることである。

このように放置された空き家が倒壊し、今後同様に倒壊する恐れのある建物も数多く存在し、歴史的景観の維持・向上に向けた大きな課題となっている。

次に空き家・空き地以外の課題として、生活スタイルの現代化や建物の老朽化による建て替えて、駐車場や現代的な家屋も増え、さらに、鉄筋コンクリート造のビルも存在するなど連続性ある町並みが失われつつある。

以上の2点の課題の原因の1つは、市が歴史的な建造物の維持に向け、財政的な支援のみにとどまり、時代の変化によって変わっていく住民ニーズを反映したきめ細やかな対応がとられていなかったことである。2点目として、歴史的な建造物を活かした教育普及活動の十分に展開されておらず、住民の方々が建物を守り、伝える意義とその効果について、理解を深める啓発が十分なされていなかったことが挙げられる。

さらに、竹原の特性を踏まえた歴史的な町並みや建造物を後世に伝えていくためには、伝統的な建築技法へのこだわりをもち、それを残したいと望む所有者の意識と、その望みを叶える職人の技術が重要である。そのためには、所有者や設計者・大工・左官などの職人等に対して、伝統的な建築技法の知識とその価値認識の普及が課題と



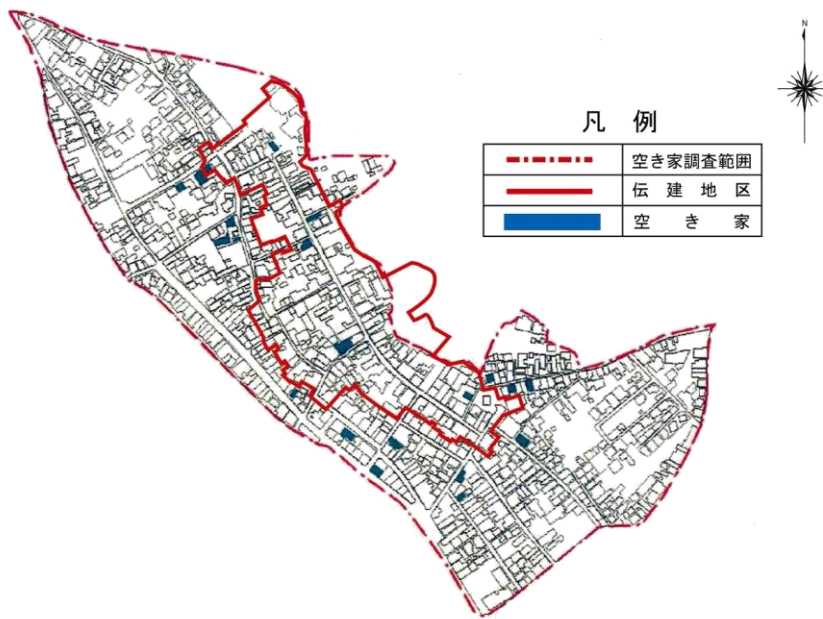
放置され倒壊した空き家

なっている。

市内の歴史的な建造物については、全棟数を確認できていないものの、解体工事の届出によると、【図表 2】のとおり平成 14 年度から平成 22 年度までの 9 年間に築年数 50 年以上の建造物が 111 棟解体され、現存する建造物が減少している。

市において、これらの歴史的な建造物の所在の調査・把握が不十分であり、歴史的な建造物が竹原市の歴史的風致を形成する大切な資産であることを認識できる情報発信と啓発が不十分である。

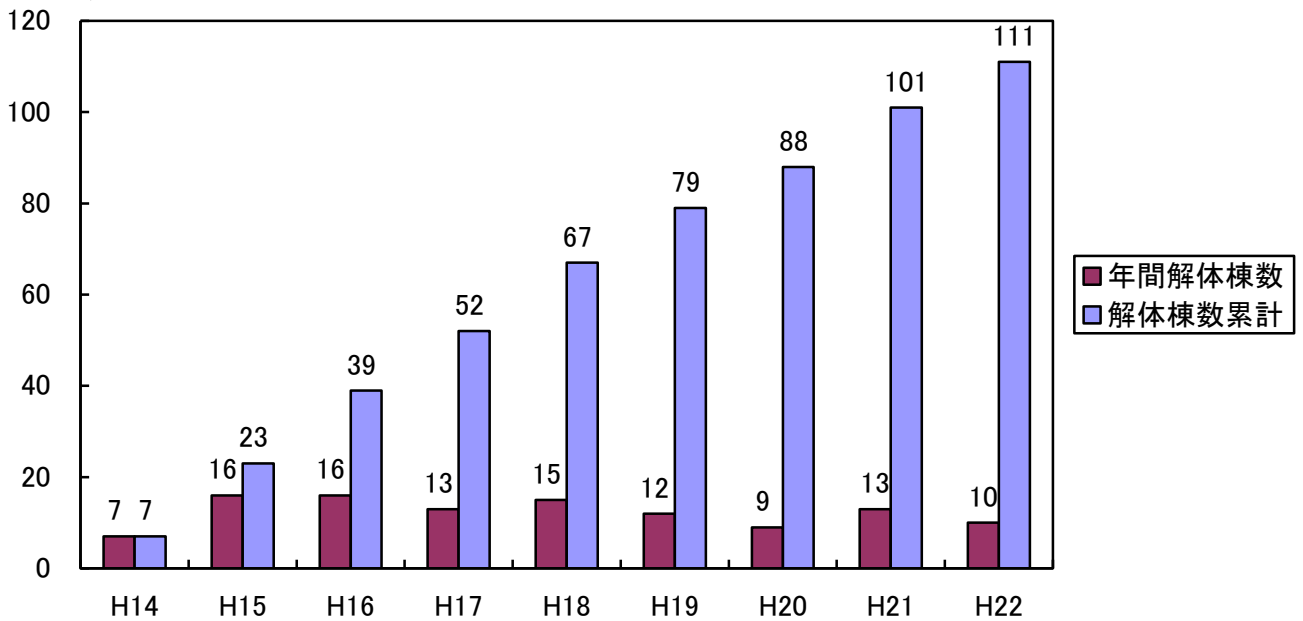
【図表 1】



竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区とその周辺部の空き家の状況
(歴史的町並み保存地区における空き家の現状と再生活用方策に関する研究(2008))

【図表 2】

(単位：棟)



築年数 50 年以上の解体建物 (80 m²) 棟数の推移

(解体工事の届出(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年(2002)号外法律第 104 号)第 10 条第 1 項の規定に準拠)

(2) 伝統行事等の継承に関する課題

竹原市固有の伝統行事や祭礼は、地域住民による組織を運営母体として、市民の生活の中で引き継がれるとともに、長い年月を経て地域の誇り・個性となってきた。しかし伝統行事の意義と地元の先輩たちのたゆまぬ努力により今日まで引き継がれてきた重みを、行事を引き継いでいく若者に伝えきれていない。さらには加速度的に進む少子高齢化・人口減少もあいまって、継承が危ぶまれている行事がある。

特に子どもが祭りの中心となる「田万里八幡神社当屋祭」や「福田のししまい」は、若者の市外転出と急速に進む少子化にともなって、担い手の確保に苦心している。

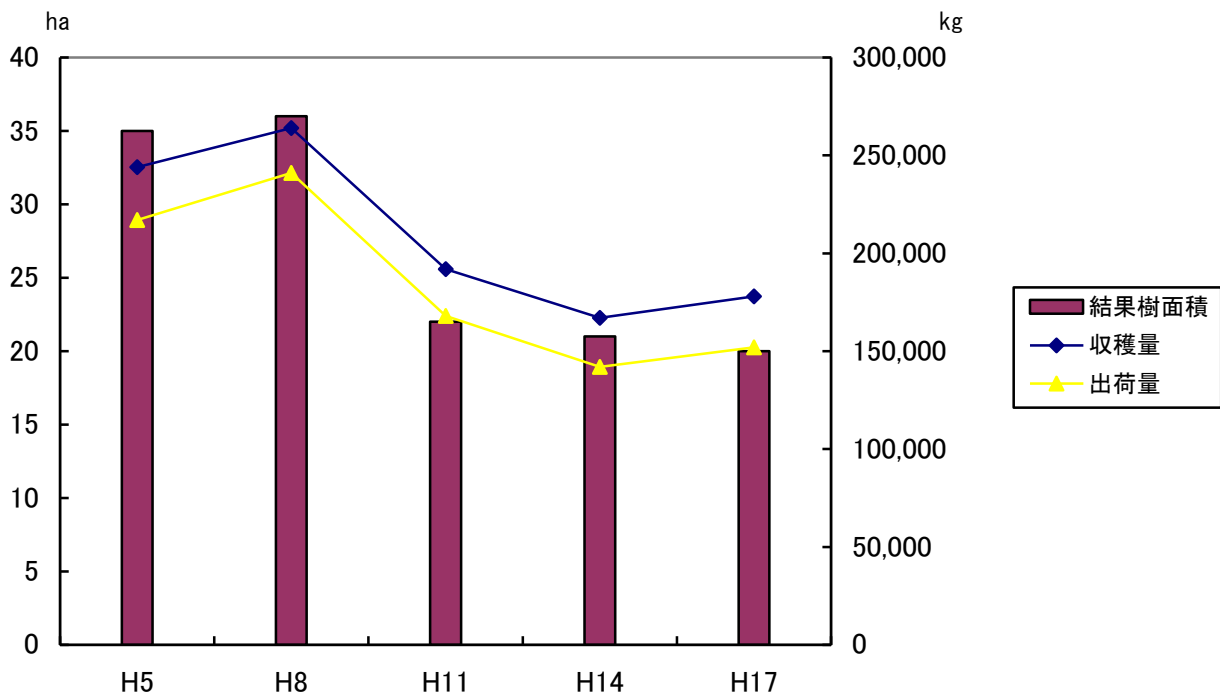
このような伝統行事や祭礼は、五穀豊穰祈願や雨乞いが起源となっており、農村風景と山並みが一体となって、祭りの意義や重要性を後世に伝えている。

しかし、農地の荒廃が進み、農村風景と一体となった伝統行事や祭礼の伝承が困難になっている。

また、本市では製塩業で栄えた歴史を物語る塩田が残っていないため、製塩業で栄えた町の歴史を想像し難く、後世に十分に伝えられない。葡萄においても同様のことが想定できるため、葡萄の歴史を伝える葡萄栽培の継承と景観の維持が課題になっている。【図表3】

【図表3】

年次	H5 (1993)	H8 (1996)	H11 (1999)	H14 (2002)	H17 (2005)
結果樹面積 (ha)	35	36	22	21	20
収穫量 (kg)	244,000	264,000	192,000	167,000	178,000
出荷量 (kg)	217,000	241,000	168,000	142,000	152,000



葡萄の結果樹面積と収穫量・出荷量の推移 (出典：広島農林水産統計年報)

(3) 歴史的な町並みや建造物の周辺環境に関する課題

竹原地区には竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区とその周辺部からなる歴史的な町並みがあり、その町並みを取り囲む寺山と鎮海山の山並みが一体となり、良好な歴史的景観を形成している。

竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区とその周辺部の道路は、新町・榎町・楠通などの一部を除き、黒色のレンガ及び御影石による美装化舗装が完了しているが、「竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区見直し調査報告書（平成23年(2011)3月 竹原市）」において、「既成の美装化舗装はアーバンデザインとしては良質な景観の構成要素となっている。ただし、今後の更新では、これをより歴史性に忠実なものとする。」との課題が挙げられている。

また、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区の中心の通りである本町通りは、中国電力株式会社、西日本電信電話株式会社の協力のもと、無電柱化が完了したことにより、歴史的な町並みにふさわしい景観となっている。しかし、それ以外の地域については、電線や電柱が景観の阻害要因となっていることも同報告書に課題として挙げられている。

歴史的な町並みと一体となって良好な景観を形成する寺山、鎮海山は竹原の市街地の南東に位置する場的場地区、南側に位置する南島地区と併せ、都市計画法（昭和43年(1968)法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区に指定し、景観を保全してきた。

しかし、寺山と鎮海山の一部が急峻であり、前面の民家等への土砂崩落の恐れがあるため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年(1969)法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止のための整備を行ったが、その際に石垣調で茶色に塗られるなど景観に配慮している箇所があるものの、一部にコンクリート擁壁が目立つ箇所がある。

寺山も歴史的な町並みを支える重要な景観



美装化舗装未実施の榎町の町並み



電線・電柱が目立つ神明掛町通り



鎮海山のコンクリート擁壁が目立つ
(伝建地区本町通り松阪家住宅前から南を望む)



駐車場と寺山のコンクリート擁壁が目立つ(伝建地区内)

であるため、改善が望まれる。

竹原市の入込観光客数は平成22年(2010)で約54万人、このうち竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区へ訪れる入込観光客数は約15万人となっているが、同地区内の案内・説明看板に統一感がなく、観光客に分かりにくいものとなっている。平成21年(2009)3月の「竹原市サイン計画検討業務報告書」では、サイン整備における課題として、次の項目が指摘されている。

1) サインの整備状況からの課題

- ・竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区と竹原駅前地区との分断(サインの連携)
- ・サインの不統一とユニバーサルデザインの欠如
- ・情報拠点でのサインの充実(芸南地域の中心都市にふさわしい総合的な情報拠点)
- ・既設サインの活用
- ・メンテナンスの不備

2) 竹原市としてサインに求められる課題

- ・竹原市の自然と歴史文化を活かしたサイン計画
- ・都市防災のための情報機能の充実
- ・地域住民との連携(民有地へのサイン設置)

区分	事例 1	事例 2	事例 3
誘導標識			
名称表示板			
説明板			
地区案内板	 竹原市町並み保存センター前	 竹原駅前広場内	

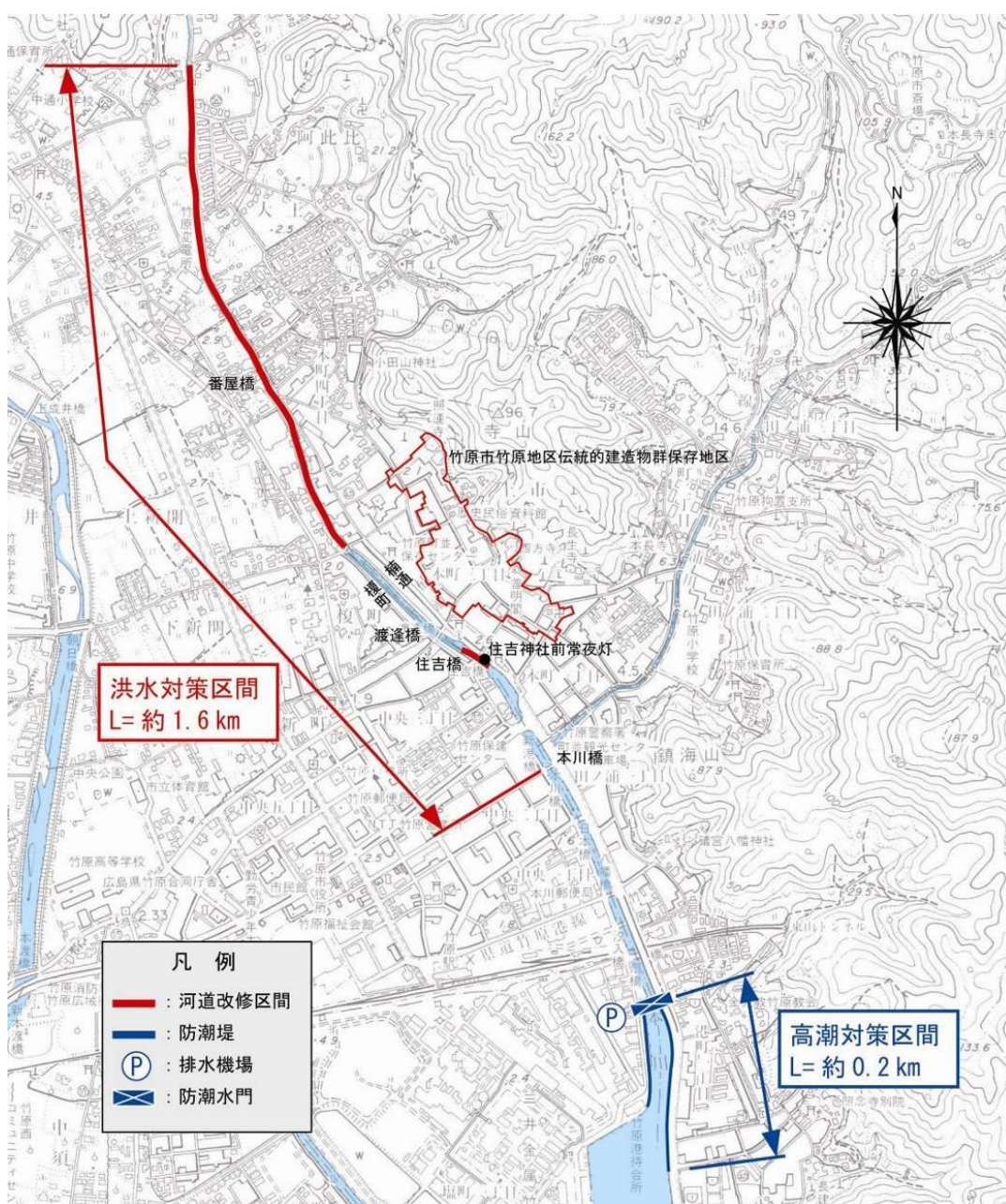
統一感がなく分かりにくい案内看板

かつて港としての役割を果たした本川では水害が多く、この水害を解消するため、広島県により「二級河川本川水系河川整備計画」が策定されている。この計画の中で、本川橋から上流が洪水対策区間となっており、現在、河口付近に防潮水門、防潮堤及び排水機場の設置工事が進められている。

これらの工事に併せ、本川の流下能力の向上を目指し、河川拡幅が計画されている。今後、この拡幅工事と歴史的な物件との調和が課題である。



洪水対策区間の本川
(渡逢橋から北を望む)



本川平面図(洪水・高潮対策)(出典:二級河川本川水系河川整備計画(2007 広島県))

(4) 歴史資料の保存・研究・展示に関する課題

江戸時代から塩を基盤とした商業や酒造業で発展した竹原には、吉井家や頼家、松阪家、森川家などが、また港町として発展した忠海には羽白家などがあり、江戸時代からの竹原市の歴史を知る上で欠くことのできない多数の資料が各家に保管されている。

これらの住宅等にあった歴史資料の一部については、竹原市で保管しているが、保管スペースが不足しており、たけはら美術館、竹原市歴史民俗資料館、竹原市町並み保存センターや竹原市立竹原書院図書館など様々な施設に点在しており、空調など保管環境も十分ではない。したがって、これらの歴史資料の情報を一元化し、歴史資料を総合的に把握する環境が整っていないと言える。

民間施設や一般住宅に眠っている貴重な歴史資料については、住民に資料保管の重要性を十分に啓発できていないため、破棄等により歴史資料が失われつつある。

このように歴史資料の保存・研究が十分ではないため、都市変遷・生業・人々の生活などまちづくりの原点となった文化の背景を伝える展示に関する企画立案が不十分である。



保管スペースがなく平積みされた古文書(市立竹原書院図書館)

3-2 総合計画等歴史的風致の維持及び向上に関する既往計画

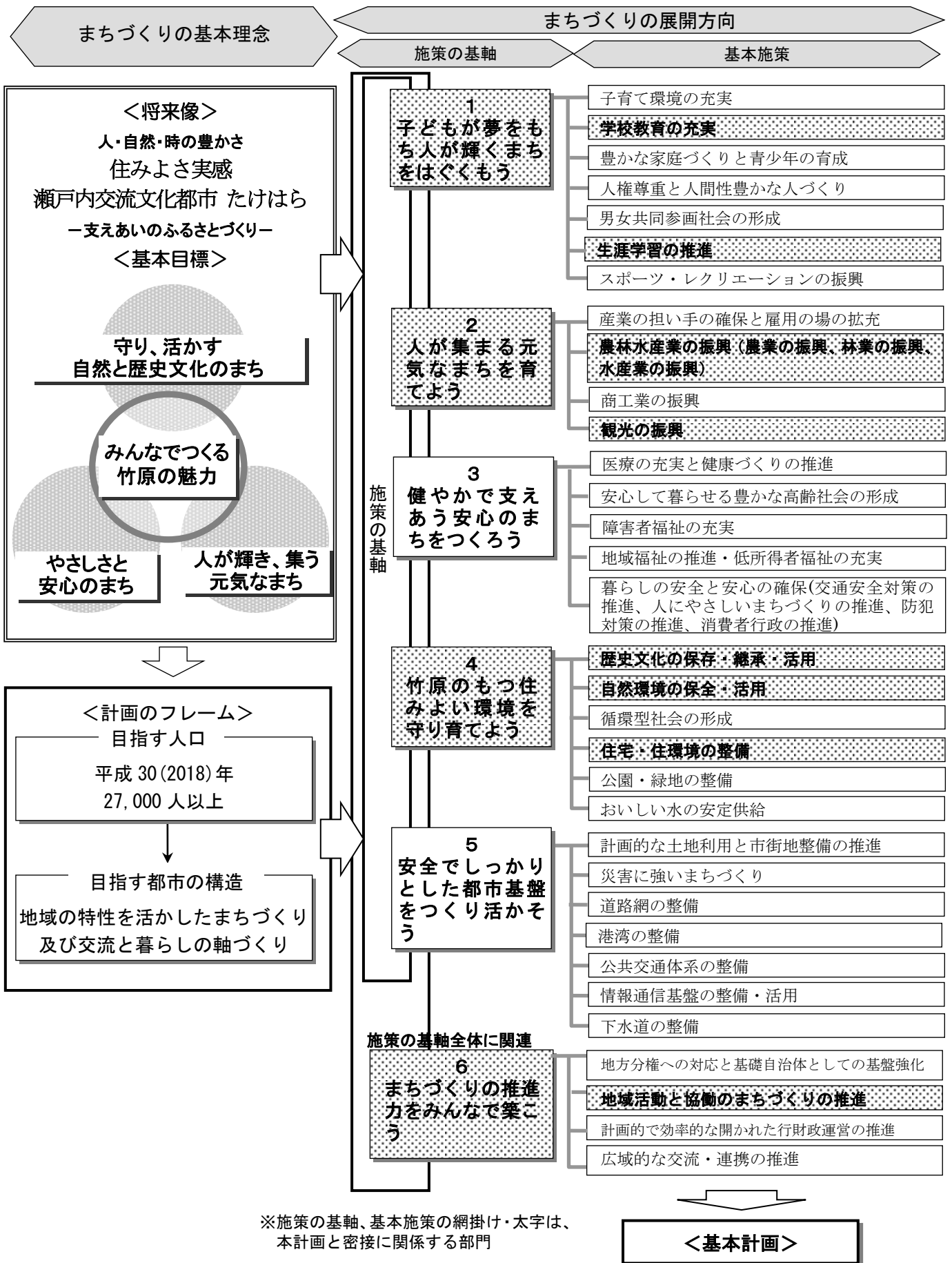
(1) 第5次竹原市総合計画

平成21年(2009)3月策定の「竹原市総合計画」は、「多彩な交流・ふれあい、さらなる歴史文化をはぐくみ、生きいきとした暮らしやまちの活力・魅力を継承・発展させ、訪れたい、住んでみたい、住み続けたい、そして住んでよかったと思えるまちをめざす」こととし、将来像を「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」としている。

この将来像を支える基本目標として、「守り、活かす自然と歴史文化のまち」、「やさしさと安心のまち」、「人が輝き、集う元気なまち」、「みんなでつくる竹原の魅力」の4つを掲げ、その基本目標の1つ「守り、活かす自然と歴史文化のまち」として、「瀬戸内海」、「河川」、「山々の自然」、「歴史文化」を竹原市の特色でまちづくりの貴重な資源として位置づけ、これらの大切さを広く伝えながら、守り、活かし、竹原市の遺産としてさらにみがきをかけていくこととしている。

また「人が輝き、集う元気なまち」では、竹原市は、歴史的にも経済的な発展により、人を育て、活発な交易や人の行き来のあったまちであり、こうした風土を踏まえながら、子どもが夢をもち、すべての市民がいきいきと輝き、人が集まる、暮らしや産業が元気なまちを築いていくこととしている。

さらに「みんなでつくる竹原の魅力」に関しては、竹原市では、住民主体のさまざまな地域活動が行われ、また、協働のまちづくりに先駆的に取り組んでおり、こうした取組をさらに発展させ、住民、企業、NPOなどと行政が協力・連携しながら、知恵と力を結集し、みんなで竹原の魅力をはぐくみ、生み出していくこととしている。



4つの基本目標を踏まえ、柱となる6つの施策の基軸を設定しており、このうち次の4つの柱が本計画と密接に関係している。

本計画と密接に係る施策の基軸

- | |
|---|
| <p>1 子どもが夢をもち人が輝くまちをはぐくもう
 2 人が集まる元気なまちを育てよう
 4 竹原のもつ住みよい環境を守り育てよう
 6 まちづくりの推進力をみんなで築こう (※施策の基軸全体に関連)</p> |
|---|

そのうち1つの柱「竹原のもつ住みよい環境を守り育てよう」のもと、基本施策として「歴史文化の保存・継承・活用」を掲げ、施策の目標（めざす姿）を「竹原の歴史文化や町並みが守られ、活かされている」として、3つの基本方針を設定し、具体的施策に取り組むこととしている。

このように「第5次竹原市総合計画」と整合を図りながら、本計画を策定するものである。

基本施策「歴史文化の保存・継承・活用」に関する基本方針と具体的施策の骨子（体系）

基本方針	具体的施策
1 歴史文化を守り、伝え、はぐくむ人づくり	(1) 文化財に関する意識啓発 (2) 歴史文化にふれあう機会の確保・充実 (3) 歴史文化の保存・継承・活用の活動の支援 ① 町並み保存地区等文化財保護活動の支援 ② 伝統行事などの継承・活性化 ③ 地域の歴史文化研究の活動支援とネットワークづくり
2 文化財及び歴史資料の保存・活用の仕組みづくり	(1) 文化財の総合的把握と保存・活用 (2) “たけはら文庫（仮称）”の構築と史料館機能等を有する文化の拠点づくりの検討 (3) 竹原市史の編さん
3 町並みの保存・活用・魅力づくり	(1) 町並み保存地区及び周辺における景観形成の推進 (2) 町並み保存地区及び周辺における文化・交流機能等の強化・充実 ① 文化財の公開と文化施設等の活用強化 ② 塩・酒・竹の歴史文化にふれあえる場の確保・充実

(2) 竹原市都市計画マスタープラン

平成15年(2003)3月策定の「竹原市都市計画マスタープラン」では、竹原市総合計画及び国や県の計画を踏まえ、長期的視点から都市の将来像を描くとともに、その内容を実現するためのまちづくり分野における総合的な指針としており、基本的方向として、次の4点を掲げている。

- ・ 活力あふれるまちづくり
- ・ 交流拠点のまちづくり
- ・ 自然・歴史を活かしたまちづくり
- ・ 快適で安心して暮らせるまちづくり

これら4つの基本的方向を踏まえ、土地利用の方針として、長期的な視点に立って、豊かな自然環境と歴史的環境を活かした土地利用を基本に、地域の特性を活かしつつ、総合的かつ計画的に行うこととしている。

自然環境の保全の方針として、「多様な生物が生息できる山・海・川等が一体となった自然環境の保全と回復」、「社叢や文化的資源と一体となった緑など、身近な生活環境の中での緑」、「緑の保全や再生に対する意識を高めながら、市民とともに緑化を推進」の3点を設定し、緑豊かな自然環境の保全・回復を図っていくこととしている。

都市環境形成の方針として、先人が培ってきた竹原らしさの残る町並みの保全と活用のために市街地整備等公共事業や民間開発に際しては、その地域の持っている歴史及び未来像を明らかにするとともに、それらの条件を十分に考慮した個性的な町並みづくりを推進することとしている。

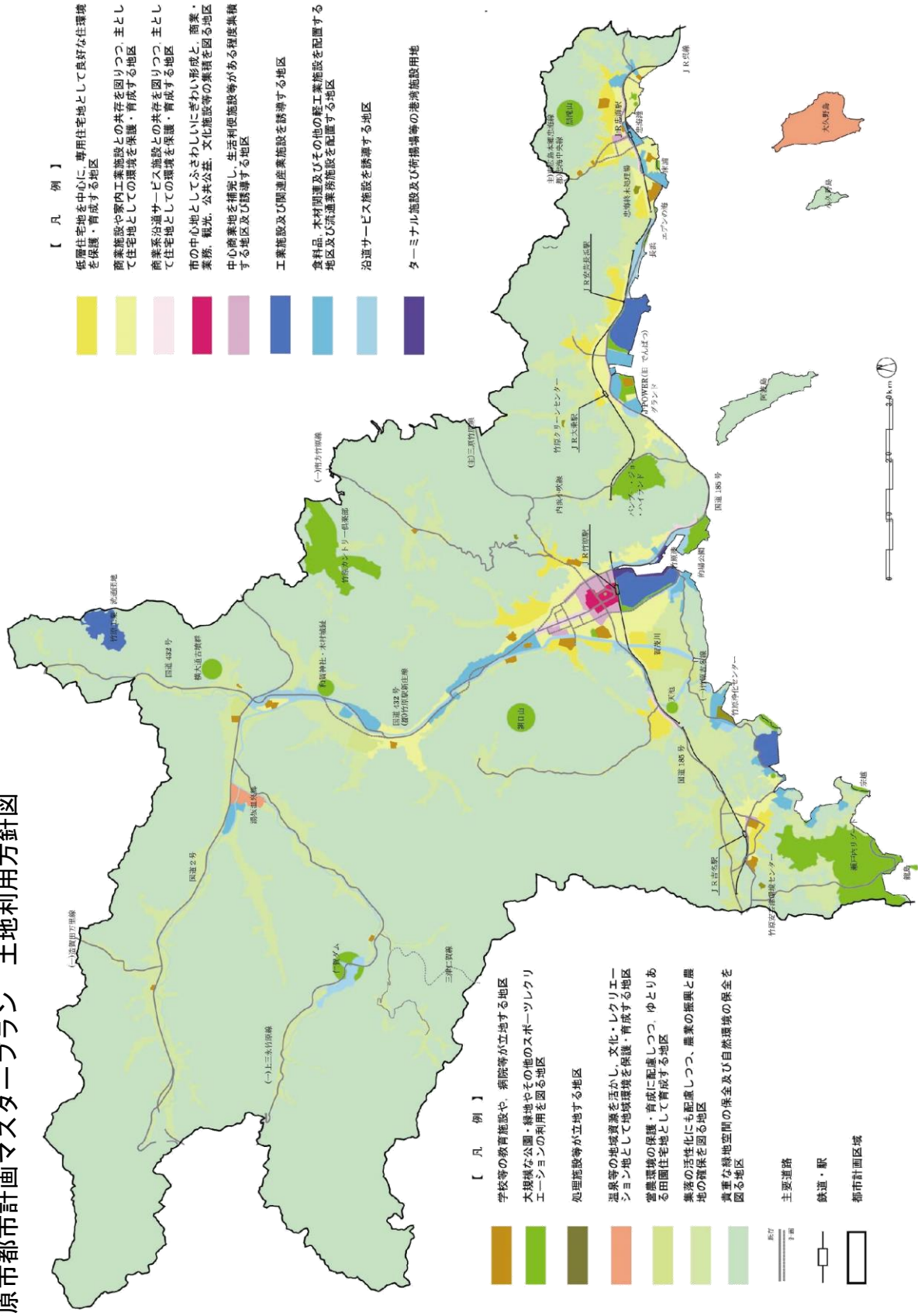
都市景観形成の方針として、「自然を活かしたうるおいのある都市景観の形成」、「文化に育まれた個性豊かな都市景観の形成」、「活力とにぎわいのある美しい都市景観の形成」の3点を基本目標とし、自然環境と歴史的資源とが融和し、本市誕生の経緯を感じさせる歴史景観や市街地景観など、竹原らしさを構成する独特の都市景観を維持・継承し、都市景観の育成を図ることとしている。

これらの方針を受け、竹原地域の地域別構想として、「人々が集い、安芸の小京都を楽しむまちづくり」をまちづくりの基本的な考え方として、まちづくりの方針に「町並み保存地区及び周辺地区の整備」、「にぎわいのある商業環境の再生・育成」を掲げている。

まちづくりの方針「町並み保存地区及び周辺地区の整備」では、竹原を特徴づける歴史的・文化的資源を守り、活かしていくため、町並み保存地区の拡充や保存活用策の充実、空き家建築物の保全・活用(定住促進や資料館としての再生等)、歴史と文化を廻り歩くネットワークの整備などに取り組み、竹原の歴史・文化のふれあい空間として、塩田で栄えた文化の体験できる資料館及び楽しめる広場や道の整備、町並み保存地区と調和した住宅地の育成など、訪れる人々にやすらぎと感動を与える場づくりを推進することとしている。

また、まちづくりの方針「にぎわいのある商業環境の再生・育成」では、安芸の小京都にふさわしい町並みを育成するため、町並み保存地区と調和した商業地や町並みの形成、市役所等の公共空間の整備を推進することとしている。

竹原市都市計画マスタープラン 土地利用方針図



【 凡 例 】

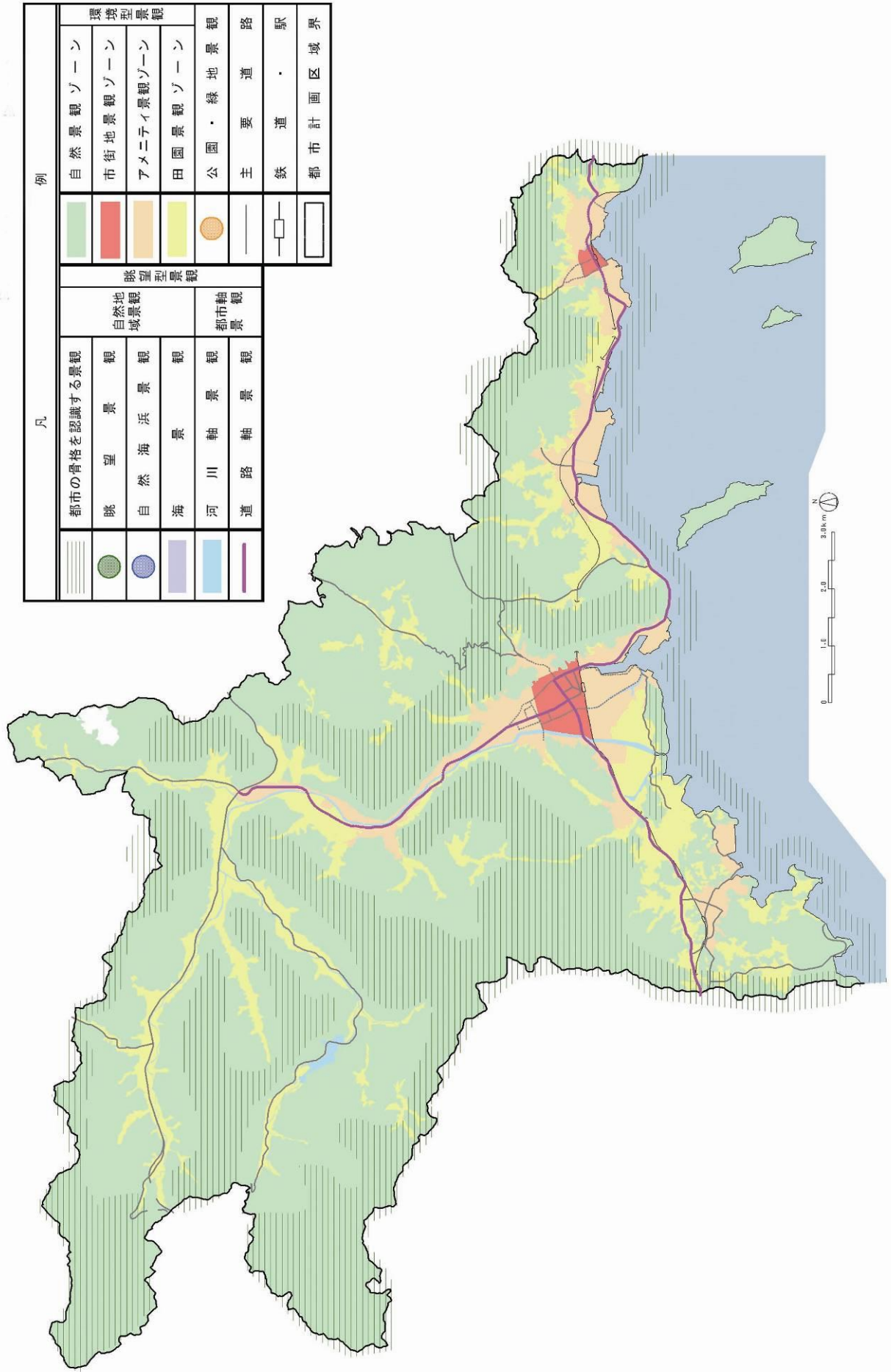
- 低層住宅地を中心に、専用住宅地として良好な住環境を保護・育成する地区
- 商業施設や家内工業施設との共存を図りつつ、主として住宅地としての環境を保護・育成する地区
- 商業系沿道サービス施設との共存を図りつつ、主として住宅地としての環境を保護・育成する地区
- 市の中心地としてふさわしいにぎわい形成と、商業・業務、観光、公共施設、文化施設等の集積を図る地区
- 中心商業地を補完し、生活利便施設等がある集積圏とする地区及び誘導する地区
- 工業施設及び関連産業施設を誘導する地区
- 食料品、木材関連及びその他の軽工業施設を配置する地区及び流通業務施設を配置する地区
- 沿道サービス施設を誘導する地区
- ターミナル施設及び荷揚場等の港湾施設用地

【 凡 例 】

- 学校等の教育施設や、病院等が立地する地区
- 大規模な公園・緑地やその他のスポーツ・レクリエーションの利用を図る地区
- 処理施設等が立地する地区
- 温泉等の地域資源を活かし、文化・レクリエーション地として地域環境を保護・育成する地区
- 営農環境の保護・育成に配慮しつつ、ゆとりある田園住宅地として育成する地区
- 集落の活性化にも配慮しつつ、農業の振興と農地の確保を図る地区
- 貴重な緑地空間の保全及び自然環境の保全を図る地区

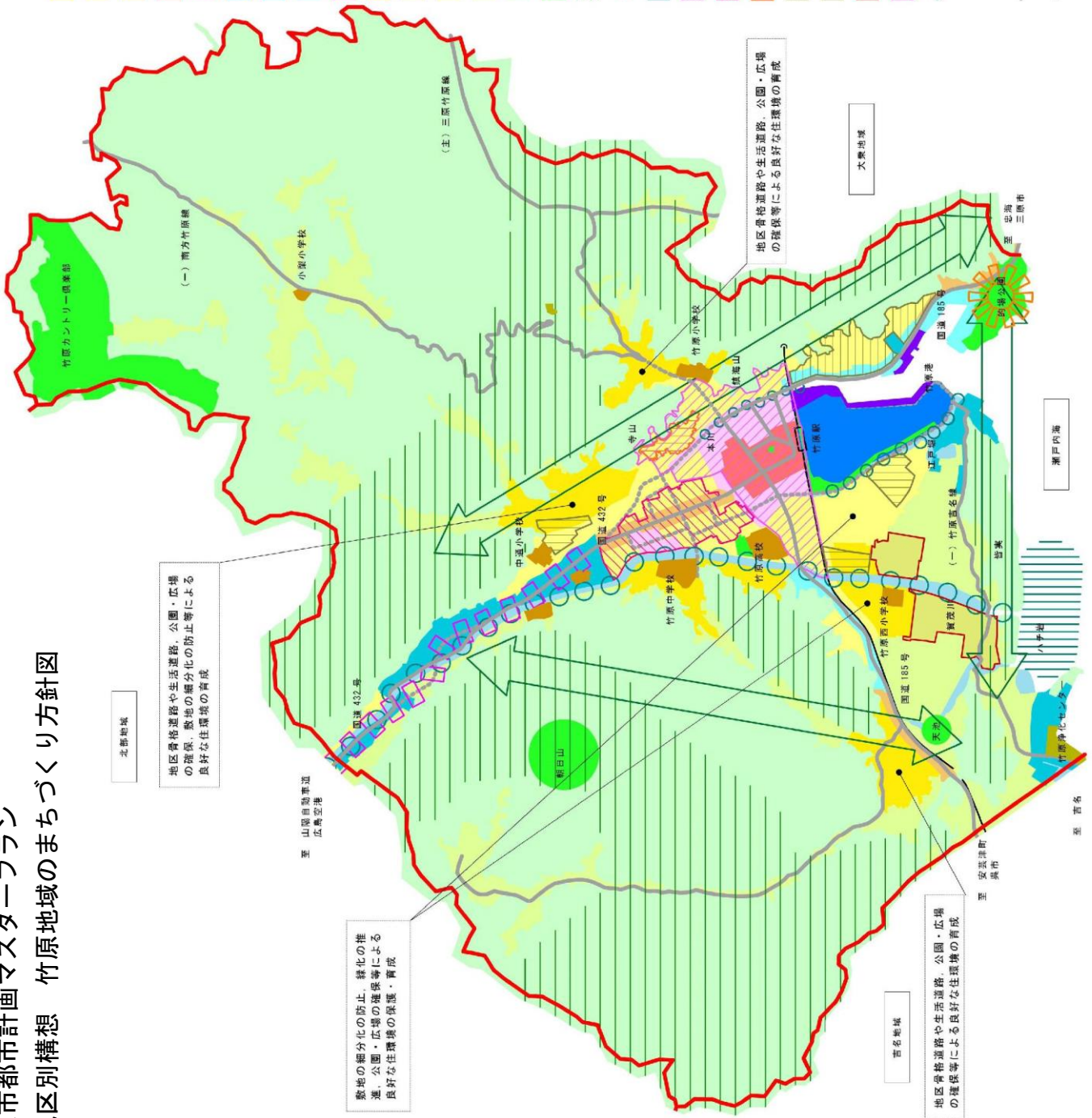
- 主要道路
- 鉄道・駅
- 都市計画区域

竹原市都市計画マスタープラン 景観形成方針図



竹原市都市計画マスタープラン 地区別構想 竹原地域のまちづくり方針図

- 専用住宅地としての環境の保護・育成
- 多少の用途混在を許容し、一般住宅地としての環境の保護・育成
- 主要道路沿道の住宅と沿道サービス施設との調和のとれた環境の育成
- 商業・業務、行政サービス施設等を中心とする中心拠点地区の育成
- 生活利便施設等を誘導するなど、にぎわい空間の育成
- 工業地としての環境を保護・育成
- 軽工業地としての環境を保護・育成
- 沿道サービス施設用地としての環境を保護・育成
- 安全で魅力ある港湾機能の強化
- 地域コミュニティの核として、景観や環境の育成
- 地域を特徴づける大規模施設の景観育成
- 営農条件と調和のとれた生活環境整備による良好な集落地の育成
- 地域の合意による優良農地の確保及び農地の多面的利用の促進
- 市街地と一体となる緑地空間の保護及び自然環境の保全
- 公園及び自然を活用したふれあい空間の育成
- 地域を構成する緑の保護・育成
- 河川の自然再生・環境保全・親水空間化
- 自然海岸の再生・環境保全
- 中心市街地活性化基本計画の具現化による魅力ある中心拠点地区の育成
- 新開土地区画整理事業による魅力ある定住拠点づくり
- 地域資源を活かした町なみ保存地区の充実
- 木造密集地区の解消、生活道路の環境改善や広場整備等による災害に強いまちづくりの推進
- 地域の合意による大規模未利用地を活用した良好な市街地環境の育成
- 無秩序な宅地化を抑制し、良好な田園居住地の育成
- 道路整備に併せた魅力ある町なみ景観の育成
- 市街地を特徴づける自然景観や風致景観の保護・育成
- 良好な自然・風致景観を活かしながら、海洋レジャーゾーンの拠点施設としての機能強化
- 国道185・432号、(主)三原竹原線や(一)竹原吉名線の骨格的な道路網の強化
- 鉄 道・駅



(3) 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画

昭和57年4月策定の「竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画」では、保存の方針として、伝統的建造物群の特性を商業や塩業を背景に栄えた町の空間に求めており、本町通りの南北端が直角に折れ曲がり、北端には胡堂が置かれた古い街路形態がそのまま残り、町家は平入の大規模なものから妻入の小規模なものまで様々な形式のものがあるところに価値を置いている。また街路に面した主屋の開口部は出格子を備え、外壁も白、灰漆喰あるいは中塗の大壁に仕上げるなど、江戸時代後期の街路空間や町家の造形がよくわかるとしており、この伝統的建造物群の特性を生かしながら、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境を保全し、加えて住民の生活の向上を配慮しつつ保存地区管理、修理、修景、復旧に努めるものとしている。

この保存の方針を受けて、伝統的建造物群は、保存地区の江戸時代から昭和初めまでに建てられた家屋、蔵等、町民持の堂及び寺等を対象に建物の保全または景観の保全を行い、伝統的建造物と一体をなして歴史的景観を構成する工作物としては、塀、井戸等を対象にし、伝統的景観の保全及び修景を行い、保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物、空地等については伝統的建造物群の景観と調和のとれた修景を行うこととしている。

保存整備の方向として、伝統的建造物については、主としてその外観を維持する修理、伝統的建造物以外の建築物等については、外観が伝統的建造物に類似したものまたは調和のとれたものとし、板塀等伝統的な形式を持つものは修理して復旧し、水路など町並み構成上欠かせない外構は復旧整備に努めることとしている。

この保存計画に基づき、これまで保存修理・修景事業を行うことで伝統的建造物等の保存を行い、歴史的景観を損ねることなく、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区を守ってきたが、主屋の壁が白漆喰のものが増え、京風の格子や竹製の犬矢来などの従前にはなかった要素が登場するなど、竹原の特性を改めて考える必要がある。さらに、これからの町並み保存を考える上で重要な樹木や石造物などの環境物件の保存についても考える必要がある。

さらに、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区内では少子高齢化による空き家が増加しており、地域コミュニティの継続性や機動力低下も危惧されている。

これらの課題を解決するために、竹原の特性をよく残す昭和30年(1955)までの建築物、町並みの景観上重要な樹木や石造物などの環境物件の特定など、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区を後世に伝える保存環境の充実に向け、保存計画の見直しを進めていく。

(4) 外国人目線で作る竹原ブラッシュアップアクションプラン

平成28年(2016)7月策定の「外国人目線で作る竹原ブラッシュアップアクションプラン」では、外国人観光客へのアンケート調査や外国人モニターツアーを通じて外国人目線による竹原の新たな魅力や課題の吸い上げを行い、インバウンドの専門家の意見を踏まえ、竹原市がこれから国際的な観光地づくりを進めるための目指すべき姿・取組の方向性・事業例を明記している。

目指すべき姿を「美しい瀬戸内に育まれた歴史・文化を堪能できるまち」とし、取組の方向性として、「竹原ならではの資源・魅力を磨く」、「竹原ならではの資源・魅力をつなぐ」、「情報やおもてなし・サービスを充実させる」とし、事業例として、「観光資源のブラッシュアップ」、「外国人観光等を支える環境・条件の整備」、「広域観光を目指す上での他の自治体との連携」を挙げている。

このプランに基づき、事業例を基本に精査しながら施策展開や取組を行い、インバウンド環境を整えていく。

数値目標等の取組方針としては、「竹原市総合計画」で成果指標を示している。

成果指標名	現在値(2017年)	中間目標(2023年)	最終目標(2028年)
総観光客数(暦年)	1,205千人	1,300千人	1,430千人
町並み保存地区を訪れる外国人観光客数(暦年)	350人	1,600人	2,000人

3-3 竹原市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題と既往計画のまちづくり方針、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画の見直しを踏まえ、本計画の基本方針を以下のとおり定める。

(1) 歴史的な町並みや建造物の保存に関する方針

竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区及びその周辺部においては、連続性のある町並みを維持するため、伝統的な建築様式を残す町家については、住民の理解と協力を得て、保存修理を行い、歴史的風致を形成する歴史的な町並みを保存していく。

具体的な取組としては、竹原の特性をよく残す昭和30年(1955)までの建造物や町並みの景観上重要な樹木や石造物などの環境物件の特定など、歴史的景観の保全の充実に向け、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画を見直していく。

歴史的な建造物が良く残る竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区の周辺部も、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区と一体的な保存・活用できるよう地域の理解を得ながら、本計画に基づく歴史的風致形成建造物として指定し、保存修理を行う。

さらに、竹原の特性を踏まえた保存修理の環境を整えるために、住民、所有者、設計者・大工・左官などの職人等に対し、伝統的な建築技法の知識と価値意識の向上を図る啓発を行う。

また、通りに面した駐車場や空き地には、門や塀の設置による修景を行い、家屋の建て替えなどは、歴史的な町並みと調和した修景を推奨し、景観を阻害する建造物の修景や除去を行うなど歴史的町並みの連続性を確保する。



保存修理事業着工前



保存修理事業完成後

これまでに整備された町家の比較(伝建地区内)

市内の歴史的風致の核となる建造物のうち、既に文化財の指定などの措置が講じられているものについては、引き続き文化財保護法等に基づき適切な保護措置を講じ、積極的な活用を推進する。また、未指定の建造物のうち歴史的風致の核となる建造物については、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行うことにより、建造物の滅失防止や修理等に対する支援、必要に応じて文化財指定を行うなどの保護措置を講じる。

建造物の保存のための所有者への支援について、1点目は、所有者の維持管理費の負担については、助成制度のあり方を検討・協議をするとともに、時代の変化によって変わる住民にニーズを把握し、他市町の事例を研究しながら、きめこまやかな対策として具現化できるよう竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画の見直しに

取り組む。2点目は、所有者の建造物維持の知識の向上に向け、専門家による講習会の開催や建造物維持に係る相談体制の構築を検討し、劣化・破損箇所の早期発見・早期修理を目指していく。

市内の歴史的な建造物については、これまで市が把握できていなかったものをはじめ、文化財等を総合的に把握し、情報を広く住民に周知する。このような取組を通じ、歴史的風致を構成する建造物や文化財等への住民の理解を促し、保存に対する意識の向上を図っていく。

建造物の把握と併せて歴史的な建造物の価値を最大限に引き出せる活用に努める。

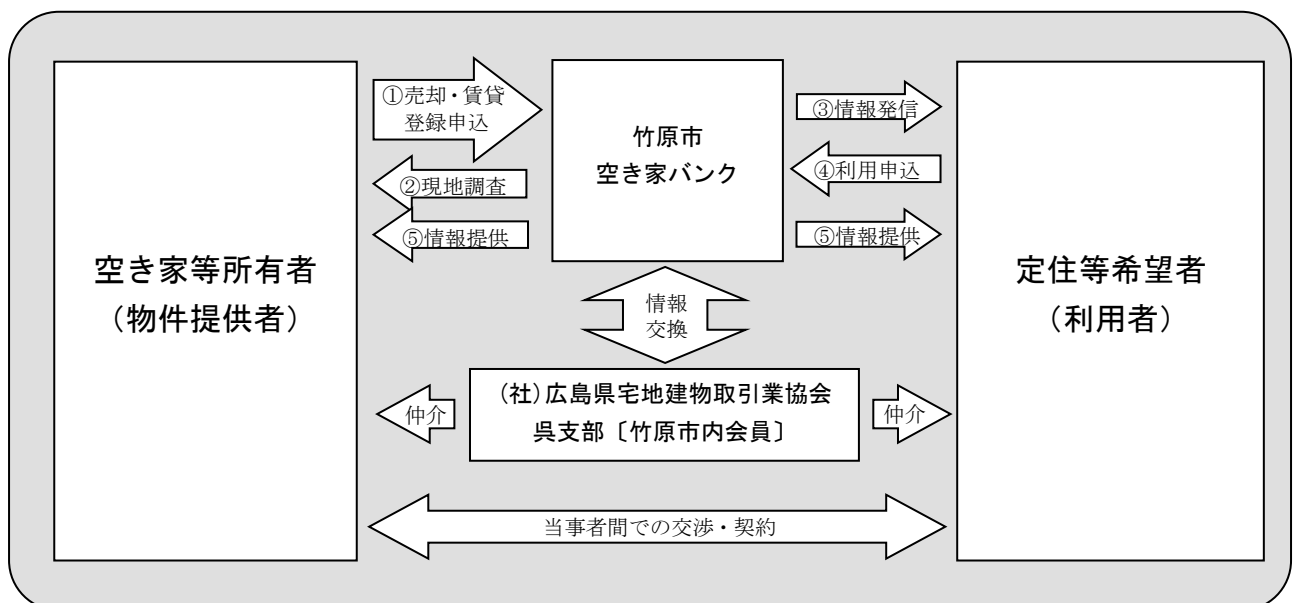
また、市所有の歴史的な建造物においては、文化活動の場、文化情報の発信の場、文化交流の場となるよう促進し、建造物の保存の重要性を啓発していく。

現在、市所有の建造物である市重要文化財の森川家住宅において、指定管理者制度を導入し、一般公開に併せ貸館として活用しており、茶会・能楽などの文化活動が行われており、引き続き文化交流の場として活用を図っていく。

民間所有の建造物においては、住民や市民活動団体等に活用事例を紹介しながら、地域の歴史的風致に相応しい活用を促す。

歴史的な建造物の保存・活用策の一つとして、社団法人広島県宅地建物取引業協会と協定を結び、市のホームページ等で市内全域の空き家物件を紹介する「竹原市空き家バンク制度」を設け、空き家対策に取り組んでいる。この取組をさらに発展させるため、NPO法人等の団体や自治会等住民組織と情報交換等を行うとともに、広報活動等により市民や空き家所有者などに空き家の登録など制度の理解・協力を求めている。

また、住民や地域団体等と連携しながら、歴史的な建造物での生活状況や空き家のヒアリングを行い、生活者の視点に立った、保存・活用策を住民とともに検討していく。



竹原市空き家バンク制度のイメージ

(2) 伝統行事等の継承に関する方針

今日まで引き継がれてきた伝統行事の誇りを、行事を引き継いでいく若者に伝えていくために、「伝統行事に対する誇り・やりがい」を感じてもらい、「守っていかねければならない」という気運醸成が図られるよう地域交流・世代間交流の充実を図っていく。

また、若者が継承に意欲をもち、やりがいを感じてもらうために、広報活動等を通じて伝統行事を紹介し、マスメディア等に取り上げてもらう中で、身近になる伝統行事の価値や特性を再認識してもらい、後世に向けて伝える価値と使命感を育てていく。

伝統行事等の担い手が高齢化している等の課題を抱えている地域には、言い伝えや伝統行事に使われる物品等を写真や書面等で記録するよう促し、後世にわたってその活動内容が引き継がれるよう働きかける。

また、伝統行事が行われている地域では、田んぼが広がり、夏になると稲が元気に育ち、緑が目にとびこんでくるほど青々しく、蛙が合唱している。秋には黄金色に輝く稲穂が頭を垂れ、稲刈りを待っている。このように農村風景は四季折々の表情をみせ、伝統行事と一体となって価値を形成し、地域の誇りとなっている。

伝統行事の背景と意義を後世に伝えるためには、このような農村風景と一体的に維持する重要性を地域住民も含め広く周知していく。

酒造業においては、今も3蔵が歴史的な建造物で営業を続けているため、酒造りの様子・雰囲気・香りを通じて酒造業の歴史を体感的に伝えることができている。これと同様に、葡萄についても、葡萄栽培の風景の維持が葡萄栽培の歴史を体感的に伝える意義と効果を広く啓発していく。



大乗地区（高崎町・福田町）の自治会・女性会・小学校・消防団等の地縁型ネットワーク組織である住民自治組織「大乗地区協働のまちづくりネットワーク」が作成した壁画

大乗地区（高崎町・福田町）で残していきたい地域の宝をテーマに卒業記念作品として小学6年生がデザインした。瀬戸内海と島々を背景に壁画の中心には大きく「福田のししまい（広島県無形民俗文化財）」が描かれている。

(3) 歴史的な町並みや建造物の周辺環境に関する方針

歴史的風致の色濃く残る地域では、道路や周辺環境についても優先度の高い路線から歴史的な景観に配慮した美装化や無電柱化の整備を検討する。

急傾斜地崩壊危険区域のうち景観上重要な場所については、防災性を担保しつつ、できる限り緑被可能な工法等を選択し、景観に配慮していく。

また、良好な景観は市民共有の財産であるという認識の醸成や景観の維持向上に向けた啓発に取り組み、歴史的な景観を阻害することがないように景観計画の策定、景観

形成基準を作成する。

案内・説明看板については、平成21年(2009)3月の「竹原市サイン計画検討業務報告書」の3つ基本目標 ①竹原市にふさわしいサイン計画～竹原市の資源の活用と一体的な計画～ ②長期的な視点でのサイン計画～サインの標準化とメンテナンスへの対応～ ③誰もが利用しやすいサイン計画～ユニバーサルデザインへの備え～ を踏まえた「竹原市サイン計画」の策定を検討する。

また、歴史・文化を生かした観光振興を図るため、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化や除却を実施し、外国人を含む観光客の満足度向上やインバウンドの促進を図る。

本川の河川拡幅計画については、治水上の要件を満たしつつ、榎町及び楠通に残る歴史的な町並みや住吉神社前の常夜灯など歴史的な物件に配慮するよう事業主体である広島県との調整を行う。

(4) 歴史資料の保存・研究・展示に関する方針

現在、竹原市立竹原書院図書館、たけはら美術館や竹原市歴史民俗資料館など各施設に保管している歴史資料を集約し、保管状態を改善するよう努める。また、歴史資料の保管場所の集約により、情報の一元化を図り、効率的・効果的に調査・研究を行える体制の整備を検討する。

この歴史資料の調査・研究の成果を活かし、都市変遷・名残などまちづくりの原点となった文化の背景を伝える展示ができる環境づくりを進め、住民の歴史認識の向上を図り、歴史資料の保管・研究・活用の重要性を啓発していく。展示とあわせ、広報活動等でも、歴史資料の重要性を訴え、歴史資料に対する住民の意識向上を図り、収集の協力を呼びかける。

これらの取組を竹原市史の編さんに繋げ、竹原市の歴史文化の流れを明らかにしていく取組につなげていく

さらに歴史資料の保存・管理機能を有した文化交流活動の拠点について、既存施設を含めたあり方を検討する。その取組と併せ、歴史的な建造物や資料を最大限に活かし、歴史的な背景（生活・生業・変遷等）などを一連の流れで魅力的に伝える手法を用いて、先人達の生活の様子・息づかい・誇りを体感できる仕掛けづくりを行い、「歴史・文化のまち たけはら」にふさわしい歴史文化活動の充実に努める。

3-4 計画実施の方法

本計画の推進に当たって、副市長及び教育長並びに関係部課長で組織する「竹原市歴史的風致維持向上計画推進会議」において庁内の連携と事業調整を図り、その取りまとめは文化財保護行政を主管する竹原市教育委員会文化生涯学習課が事務局として行う。

また、竹原市歴史的風致維持向上計画推進会議の所掌事務に関する具体的事項について、調査研究及び事務的な連絡調整を行うプロジェクトチームを庁内に設置する。

更に歴史的風致の維持向上に寄与する事業の追加など計画変更に関わる検討事項がある場合や、事業実施に係る懸案事項がある場合には、歴史まちづくり法第11条に基づく「竹原市歴史的風致維持向上計画協議会」と協議しながら推進にあたる。

事業の実施にあたっては、事業担当課が関係団体や個人と連携を図り、審議機関や関係機関と協議を行いながら事業を実施する。

計画の変更については、「竹原市歴史的風致維持向上計画推進会議」において調整を図り、「竹原市歴史的風致維持向上計画協議会」において協議したものを変更案として策定する。

パブリック・コメントにより住民意見を反映した変更案を文部科学省、農林水産省、国土交通省への変更認定申請を行う。

計画推進・実施体制のフローチャート

計画推進・実施体制

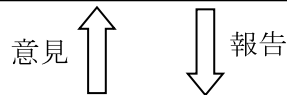
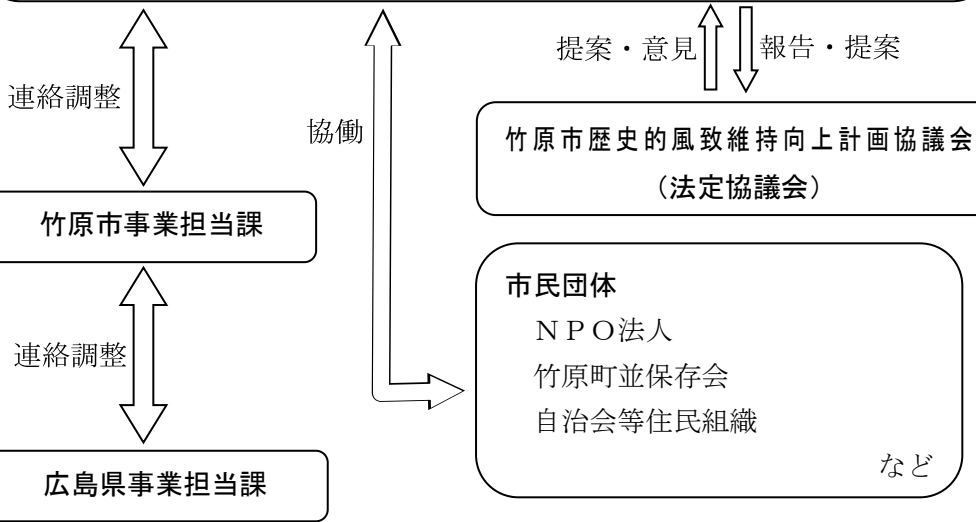
竹原市歴史的風致維持向上計画推進会議（事業調整・計画変更等）

会 長 副市長
 副会長 教育長
 構成員 総務企画部長 地域振興部長 建設部長 教育委員会教育次長
 企画政策課長 財政課長 産業振興課長
 地域づくり課長 建設課長 都市整備課長
 下水道課長 水道課長 教育委員会総務学事課長
 事務局 教育委員会文化生涯学習課



竹原市歴史的風致維持向上計画推進プロジェクトチーム（検討・調整等）

座 長 教育委員会文化生涯学習課長
 構成員 関係各課長の指名するもの
 事務局 教育委員会文化生涯学習課



審議機関など

- ・竹原市文化財保護委員会
- ・竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会